平成２９年（フ）第３６７号
千葉市美浜区高浜３丁目５番22棟505号
債務者　仁見　真奈
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３７３号
千葉県市川市末広２丁目３番８―314号　（サンライトビル）
債務者　戸田ロエナこと　トダ　ロエナ　ガルシア
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３９８号
千葉市中央区弁天１丁目８番９号　メゾン201号
債務者　辻　　尚
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４００号
千葉市中央区仁戸名町514番地10
債務者　永田　　賢
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３１号
川崎市高津区子母口852番地　第２小野ビル301
債務者　梶原　祐也
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
川崎市宮前区野川3554番地
債務者　佐藤　　寿
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
川崎市高津区新作４丁目16番23号　シティリー高津　２―Ｃ
債務者　森上　智美
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
川崎市麻生区王禅寺西５丁目６番１号　レオパレスミルフラット　204、前住所横浜市鶴見区生麦１丁目８番21号　102
債務者　大城　和久
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
川崎市麻生区岡上710番地　スターレンテル204、前住所川崎市麻生区片平５丁目24番９601号
債務者　田中　貴之
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４０号
川崎市麻生区上麻生６丁目13番７号　フラワーハイツＢ　102
債務者　山口志津子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４２号
川崎市川崎区田町３丁目12番１号　グレイス田町　306
債務者　酒井　宏徳
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４３号
川崎市麻生区上麻生６丁目13番７号　フラワーハイツＢ　102
債務者　山口　　翔
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
川崎市麻生区上麻生６丁目13番７号　フラワーハイツＢ　102
債務者　山口　　隼
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
川崎市川崎区桜本１丁目16番17号
債務者　根本　千尋
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
川崎市高津区坂戸３丁目10番２―309号
債務者　伊藤　栄美（旧姓新堀）
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
川崎市多摩区菅北浦１丁目３番11―103号
債務者　鈴木　佑里（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係